2026(令和 8)年度進学の大学院博士課程
第一種奨学生に係る返還免除内定制度　申請要項

第一種奨学金の貸与を受けた大学院生のうち、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者を対象に、その奨学金の全額または半額を返還免除する制度を「特に優れた業績による返還免除」と言います。

「返還免除内定制度」とは、博士課程 1 年次の時点で、「特に優れた業績による返還免除」に内定する制度で、博士課程に進学した学生に対し経済的なインセンティブを付与することを目的としています。

申請希望者は下記をよく読み、手続きを行ってください。

記

1.対象者

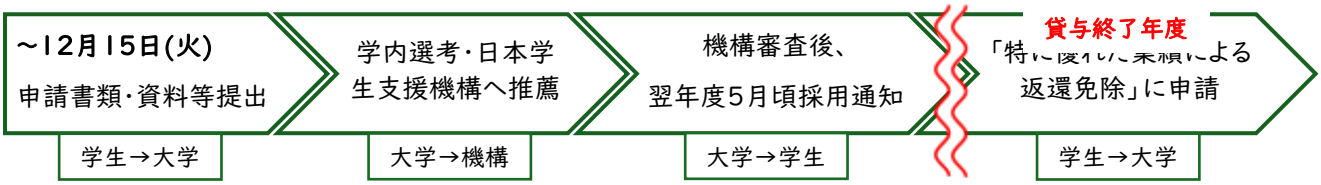
2026(令和 8)年度に博士課程1年次に進学し、第一種奨学生として採用された者

※第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第一種奨学金（海外協定派遣対象）の採用者を除く

2.本学の内定枠数

1 名

3.返還免除までの流れ



※学内選考結果（推薦に係る採否）については、3 月頃に学内情報サービスにて通知します。

※内定者として返還免除を受けるには、採用決定後、貸与終了年度に改めて「特に優れた業績による返還免除」への申請が必要です。申請を忘れないようにご留意ください。

4.申請書類等

本項はチェックリストとして活用し、具体的な書類の作成方法については次項をご覧ください。

① 博士課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書	
② 業績一覧表（内定候補者）	
③ 「業績一覧表」に記載した業績を証明する各書類	
④ 博士課程の「学業成績証明書」（前期終了時のもの）	
⑤ 修士課程の「学業成績証明書」（薬学研究科は学部の学業成績証明書）	
⑥ 教員へ推薦理由書の作成依頼（教員から学生支援へメールで提出）	

5.提出書類について

① 博士課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書

・Excel 様式をダウンロードし、必要事項を入力。
（別シートに記入方法の例示あり）
・入力後、印刷してください

② 業績一覧表（内定候補者）

・Excel 様式をダウンロードし、当てはまる業績および博士課程での研究計画などを入力。
（別シートに記入方法の例示あり）
・入力後、印刷してください

③ 「業績一覧表」に記載した業績を証明する各書類

・業績一覧表に入力した業績について、それぞれ裏付け資料を用意（すべて写しでよい）
ex）

学位論文	論題や申請者氏名が書かれた論文表紙および論文要旨
研究論文	論題・氏名が書かれたページ（表紙・目次）および要旨（本文でも可）などの 発表媒体の写し※未発表や未完成の場合はその旨を添えて適宜資料を作成のこと 表彰・受賞等がある場合はその裏付けとなる資料
学会発表	学会名・氏名・開催日などが書かれた学会プログラムの資料 また、ポスター資料、プレゼン資料、論文資料などの発表内容がわかる資料 （発表題目・氏名が明記されていること） 表彰・受賞等がある場合はその裏付けとなる資料
補助業務	雇用契約書や業務内容通知書など、活動を証明する資料 補助業務に関するレポートがある場合はその資料
その他	その実績を裏付ける資料を適宜用意

※全て A4 サイズに統一し、複数枚のものは資料番号ごとにクリップ留めのこと(ホッチキス不可)　　※氏名等が多数ある資料は、マーカーなどを使用し、裏付け箇所をわかりやすくして提出すること

④ 博士課程の「学業成績証明書」（前期終了時のもの）

・web より申請・発行

⑤ 修士課程の「学業成績証明書」（薬学研究科は学部の学業成績証明書）

・web より申請・発行

⑥ 教員へ推薦理由書の作成依頼（教員から学生支援へメールで提出）

・Excel 様式をダウンロードし、担当教員（又はそれに代わる教員）に推薦理由書の入力を自身で依頼
・教員の記入力にかかる期間を考慮して、期日に余裕をもって依頼すること
・作成後は、教員から学生支援センターへメールで提出（メールアドレス等の詳細は様式に記載）
※学生本人からの「推薦理由書」の提出は受付けられませんのでご注意ください。

6.提出先（問い合わせ先）

【提出期限】 2026 年 12 月 15 日（火）17:00（郵送可・必着）
【提 出 先】 学生支援センターJASSO 奨学金窓口：平日のみ 9:00-11:45 12:45-17:00

＜ポートアイランド第1キャンパス＞
〒650-8586 神戸市中央区港島1-1-3
神戸学院大学 学生支援センター JASSO 奨学金窓口 行
Tel:078-974-4084

＜有瀬キャンパス＞
〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬 518
神戸学院大学 学生支援センター JASSO 奨学金窓口 行
Tel:078-974-1607

7.留意事項

（1）内定者が、貸与期間中に奨学金の交付に係る「停止」または「廃止」の処置を受けた場合は、内定者の身分を取り消します。
また、貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合（学位を取得できなかった場合）は、内定者の身分を取り消します。
上記に該当した場合は、必ず学生支援センター 奨学金窓口まで申告してください。

> ※休学期間があり、それに相当する期間、卒業（修了）期が延長した場合は、内定取消の対象とはなりません。また、災害や傷病等その他やむを得ない事由により修業年限内で課程を修了できなくなったことを大学が認めた場合は、内定取消の対象とはなりません。

（2）「返還免除までの流れ」に記載のとおり、内定者は貸与終了年度に改めて「特に優れた業績による返還免除」に申請する必要があります。また、内定制度に申請し学内選考において不採用となった場合も、貸与終了年度に改めて「特に優れた業績による返還免除」に申請することができます。
内定者の身分を取り消された場合においても、一般の申請者として「特に優れた業績による返還免除」に申請することが可能です。

以上